告　　示

○厚生労働省告示第四百二号

電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）第五十九条の二第一項の規定に基づき、電離放射線障害防止規則第五十九条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する緊急作業を次のように定める。

平成二十三年十月十一日　　厚生労働大臣　小宮山洋子

電離放射線障害防止規則第五十九条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する緊急作業

電離放射線障害防止規則第五十九条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する緊急作業は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震により同令第四十二条第一項に該当する事故が発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において、平成二十三年三月十一日以後に行う同令第七条第一項に規定する緊急作業とする。

○農林水産省告示第千九百六十九号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の八並びに農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）第十三条第一項、第十四条、第三十一条第七項、第百四十三条第一項第四号イ、第二百二十五条第二項及び第三項並びに第二百三十一条第一項第十九号の規定に基づき、農業協同組合法施行規程の一部を次のように改正し、平成二十四年三月三十一日から施行する。

平成二十三年十月十一日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

第三条第三項第一号及び第二号を次のように改める。

一　共済掛金積立金等余剰部分　イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合計額を控除した額

イ　共済掛金積立金（規則第三十一条第一項第一号に掲げる共済掛金積立金をいう。以下同じ。）及び未経過共済掛金（同項第二号に掲げる未経過共済掛金をいう。以下同じ。）の合計額

ロ　共済契約の締結時の費用を共済掛金払込期間にわたり償却する方法その他これに類似する方法により計算した共済掛金積立金の額に未経過共済掛金を加えた額又は保有する共済契約が共済事故未発生のまま消滅したとして計算した支払相当額のうちいずれか大きい額

ハ　支払余力比率（規則第二百二十四条に規定する支払余力比率をいう。以下同じ。）の算出を行う日（以下「算出日」という。）において、規則第三十一条第五項の規定に基づき積み立てた共済掛金積立金の額を積み立てていないものとして、法第十一条の二十一第一項の規定に基づき共済計理人が行う確認その他の検証により、積み立てておくことが必要である共済掛金積立金の額

二　契約者割戻準備金未割当部分　契約者割戻準備金のうち、共済契約者に対し契約者割戻しとして割り当てた額を超える額

第三条第三項第三号中「（任意積立金の取崩しを行うこと等によりリスク対応財源として期待できるものの額をいう。）」を削り、「次の算式」を「任意積立金の取崩しを行うこと等によりリスク対応財源として期待できるものの額として、次の算式」に改め、「（税効果会計の適用により資産として計上されるものをいう。以下同じ。）」を削り、「にあっては、零とする。」を「の場合には、零」に改め、同号備考中「剰余金の額から、」を「利益剰余金の額から、利益準備金の額、」に改め、「繰延税金負債（」の下に「規則第十三条第一項に規定する」を加え、同条第三項に次の一号を加える。

四　負債性資本調達手段等　次に掲げるものの額の合計額

イ　負債性資本調達手段で、次に掲げる性質の全てを有するもの

(1)　無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済みのものであること。

(2)　第九項に規定する場合を除き、償還されないものであること。

(3)　損失の補塡に充当されるものであること。

(4)　利払の義務の延期が認められるものであること。

ロ　期限付劣後債務（契約時において償還期間が五年を超えるものに限る。）第三条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「法第十条第一項第十号の事業を行う組合（以下「共済事業実施組合」という。）」を「共済事業実施組合」に、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）」を「財務諸表等規則」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

規則第十三条第一項の繰延税金資産（同項に規定する繰延税金資産をいう。以下同じ。）の不算入額（以下「不算入額」という。）は、責任準備金（法第十一条の十三に規定する責任準備金をいう。以下同じ。）、支払備金（法第十一条の十四に規定する支払備金をいう。以下同じ。）、価格変動準備金（法第十一条の十五第一項に規定する価格変動準備金をいう。以下同じ。）、契約者割戻準備金（規則第三十九条第一項に規定する契約者割戻準備金をいう。以下同じ。）及び評価・換算差額等（規則第九十八条第一項第二号に掲げる評価・換算差額等をいう。）に係る繰延税金資産の額から、次に掲げる額の合計額（以下「繰延税金資産算入基準額」という。）の百分の二十に相当する額を控除した額（当該控除した額が零未満となる場合には、零）とする。ただし、事業開始後十事業年度を経過していない法第十条第一項第十号の事業を行う組合（以下「共済事業実施組合」という。）については、零とする。

一　規則第十三条第一項第一号から第三号までに掲げる額

二　その他有価証券評価差損（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金のうち、負の値であるものをいう。以下同じ。）

三　第四項第一号イに掲げる額から同号ロに掲げる額を控除した額

四　第四項第二号に掲げる額

第三条に次の六項を加える。

5　前項第一号及び第四号に定める額（特定負債性資本調達手段の額を除く。）の合計額が、中核的支払余力（繰延税金資産算入基準額から不算入額を控除した額から第一項第三号に定める額を控除した額をいう。以下同じ。）を超過する場合には、前項の規定にかかわらず、規則第十三条第一項第七号の農林水産大臣が定めるものの額は、前項各号に定める額の合計額から当該超過する額を控除した額とする。

6　前項の「特定負債性資本調達手段」とは、第四項第四号イに掲げる負債性資本調達手段のうち、利払の義務が非累積型（延期された利払を行う必要がないものをいう。）又は累積型（延期された利払が累積し、翌事業年度以降において当該利払を行う必要のあるものをいう。）のものであって利払の義務の延期に制限がないものをいう。

7　第四項第三号に定める額については、同項の規定にかかわらず、繰延税金資産算入基準額から不算入額を控除した額を限度として算入することができるものとする。

8　第四項第四号ロに掲げる期限付劣後債務（残存期間が五年以内になったものにあっては、毎年、残存期間が五年になった時点における帳簿価格の百分の二十に相当する額を累積的に減価するものとする。）の額については、中核的支払余力の百分の五十に相当する額を限度として算入することができるものとする。

9　第四項第四号イ及びロに掲げるものについては、同号イに掲げるものの償還又は同号ロに掲げるものの期限前償還（以下「償還等」という。）の特約が付されている場合には、当該償還等が債務者である共済事業実施組合の任意によるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還等を行うことができるものに限り、同号イ及びロに掲げるものに該当するものとする。

一　当該償還等を行った後において当該共済事業実施組合が十分な支払余力比率を維持することができると見込まれるとき。

二　当該償還等の額以上の額の資本調達を行うとき。